

(別紙 2)

特許一覧表

略称	出願日	公開日又は 発行日	発明の名称	特許番号・公 開番号	出願番号
K S 第 1 特許	H15. 8. 29	H17. 3. 24	角度調整金具	3766669	特願2003-307176
K S 第 2 特許	H17. 2. 25	H18. 9. 7	角度調整金具	4418382	特願2005-050055
K S 第 3 特許	H17. 3. 10	H17. 7. 28	角度調整金具	4053049	特願2005-066660
I S ギア特許	H20. 5. 23	H21. 7. 15	角度調整金具	4296223	特願2008-135829
L S ギア特許	H21. 5. 22	H22. 2. 17	角度調整金具	4418519	特願2009-124333
F R ギア特許	H25. 2. 15	H26. 7. 23	角度調整金具及び座椅子	5555341	特願2013-027347

発明者、出願人及び権利者はいずれも原告である。

(別紙3)

時系列表

日付		証拠
H12.10.1	遅くともこの頃からA、被告代表者及び原告が被告の取締役役に就任した。 なお、代表取締役はAであった。	甲1の2
H15.8.29	原告が、日本において、KS第1特許を出願した。	甲5の2
H16.3.3	原告が、台湾において、KS第1特許を出願した。	甲25、41の2
H16.3.8	原告が、アメリカにおいて、KS第1特許を出願した。	甲25、41の3
H16.3.18	原告が、欧州特許庁に対し、KS第1特許を出願した。	甲25、41の4
H16.8.30	原告が、中国において、KS第1特許を出願した。	甲25、41の5
H17.2.25	原告が、日本において、KS第2特許を出願した。	甲38
H17.3.10	原告が、日本において、KS第3特許を出願した。	甲6
H17.4.22	原告が、台湾において、KS第2特許を出願した。	甲39、42の2
H17.5.30	原告が、中国において、KS第2特許を出願した。	甲40、42の3
H17.6.21	KS第1特許が台湾で登録された。	甲25
H17.8.9	KS第1特許が米国で登録された。	甲25
H18.2.3	KS第1特許が日本で登録された。	甲5の2
H18.4.21	KS第3特許が台湾で登録された。	甲25
H18.10.4	KS第1特許が欧州特許庁で登録された。	甲25
H19.10.3	KS第1特許が中国で登録された。	甲25
H19.12.14	KS第3特許が日本で登録された。	甲6
H20.5.23	原告が、日本において、ISギア特許を出願した。	甲7の2
H20.7.23	被告代表者を代表者とする本件中国法人が設立された。	甲2の1・2
H20.9.20	原告、被告及びエンジニアリング社の間で、本件専用実施許諾契約が締結された。	甲3
H20.10.15	日本におけるKS第1特許について被告に専用実施権を設定する旨の登録がなされた。なお、同時に、KS第3特許についても、専用実施権の設定登録がなされた。	甲5の2
H20.11.19	弁理士から原告へ、ISギアの欧州特許庁に対する出願について、原告名義での出願指示をしたことが報告された。	甲31
H20.11.28	弁理士から原告へ、ISギアの欧州特許庁に対する出願について、出願人を被告に変更することを指示したことが報告された。	甲32
H20.12.9	被告が、アメリカ及び欧州特許庁に対し、ISギア特許を出願した。	甲25
H20.12.10	弁理士から原告へ、ISギアのアメリカにおける出願について、特許権者を被告に変更するための譲渡登録指示をしたことが報告された。また、同様にISギアの中国における出願について、出願人を被告に変更することを指示したことが報告された。	甲33、34
H20.12.22	被告が、中国において、ISギア特許を出願した。	甲25
H21.4.17	ISギア特許が日本で登録された。	甲7の2
H21.5.22	原告が、日本において、LSギア特許を出願した。	甲8の2
H21.9.21	被告が、ドイツにおいて、本件特許1を出願した。	甲8の3・4

H21.10.22	本件中国法人が、中国において、本件特許2を出願した。	甲 8 の 6 ・ 7
H21.12.4	LSギア特許が日本で登録された。	甲 8 の 2
H23.9.16	日本におけるLSギア特許について被告に専用実施権を設定する旨の登録がなされた。	甲 8 の 2
H25.1.16	本件特許1がドイツで登録された。特許権者は、被告であった。	甲 8 の 3 ・ 4
H25.2.15	原告が、日本において、FRギア特許を出願した。	甲 9 の 2
H25.9.5	本件中国法人が、中国において、本件特許4を出願した。	甲 9 の 7 ・ 8
H25.11.27	被告が、ドイツにおいて、本件特許3を出願した。	甲 9 の 3 ・ 4
H26.5.12	日本におけるISギア特許について被告に専用実施権を設定する旨の登録がなされた。なお、同時に、KS第2特許及びLSギア特許についても、専用実施権の設定登録がなされた。	甲 7 の 2
H26.6.6	FRギア特許が日本で登録された。	甲 9 の 2
H26.6.20	A、被告代表者及び原告が被告の取締役を辞任した。A及び被告代表者は、同日付で被告の取締役に就任し、被告代表者が代表取締役に就任したが、原告は取締役に就任しなかった。	甲 1 の 2
H26.11.12	本件特許2が中国で登録された。特許権者は、本件中国法人であった。	甲 8 の 6 ・ 7
H27.7.15	本件特許3がドイツで登録された。特許権者は、被告であった。	甲 9 の 3 ・ 4
H27.8.26	日本におけるFRギア特許について被告に専用実施権を設定する旨の登録がなされた。	甲 9 の 2
H29.5.10	本件特許4が中国で登録された。特許権者は、本件中国法人であった。	甲 9 の 7 ・ 8
H29.12.20	原告、被告、エンジニアリング社及び被告代表者間で本件基本契約が締結された。	甲 4
R2.2.3	KS第1特許が特許料不納で抹消された。	甲 5 の 2
R2.12.1	被告及び被告代表者は、遅くともこの頃から、原告に対し、実施料を過少申告するようになった。	争い無し
R5.1.10	原告は、被告に対し、同月末日をもって、本件基本契約を解除する旨通知した。	甲 2 1 の 1 ・ 2
R5.4.24	日本における I S ギア特許、 L S ギア特許及び F R ギア特許について、本件基本契約の解除を原因とする専用実施権の設定登録が抹消登録がなされた。なお、 K S 第 1 特許ないし K S 第 3 特許は、同抹消登録との前後は不明であるが、いずれも、特許料不納により登録が抹消された。	甲 5 の 2 甲 7 の 2 甲 8 の 2 甲 9 の 2 甲 3 8
R5.8.26	本件特許2の特許権者が、被告及び本件中国法人に変更され、その旨、登録された。	甲 8 の 6 ・ 7